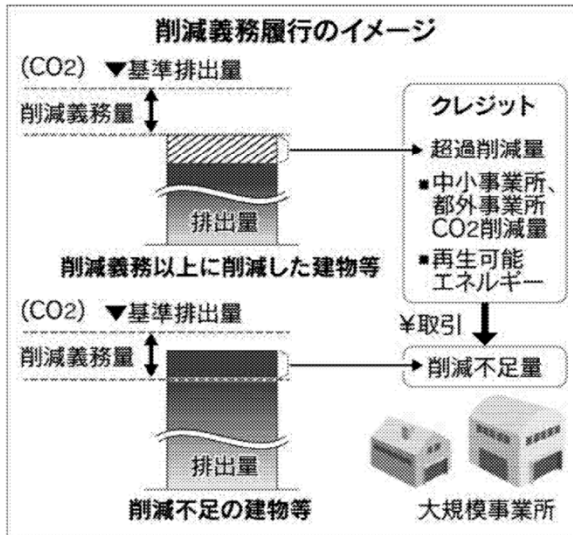


SOMPOリスケアマネジメント
上級コンサルタント 宮木 聡氏

東京都では、事業所の温暖化ガス削減活動を後押しするため、国内初の温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を2010年度から運用している。本制度では事業所単位での電気、ガス等のエネルギー使用量が継続的に原油換算で1500キログラム以上となっている約13000の大規模事業所を対象としている。大規模事業所はCO₂の総排出量を過去の排出量に比べてあらかじめ定められた排出可能上限量以下に削減することが義務付けられている。削減履行のためには、設備機器の更新や運用改善等による削減対策と、他事業所が実施した削減対策等による削減量や太陽光発電システム等での再生可能エネルギー等のCO₂

排出量削減と取引制度



削減の環境付加価値（クレジット）を取引で取得する排出量取引による2つの方法がある。10年度からの5年間ごとの総排出量（排出量取引分を含む）が整理期間までに定められた排出可能上限量以下になっていれば、削減義務を履行したことに

なる。履行できなかった場合は、条例により罰則等が定められている。制度開始後、11年の東日本大震災で節電意識が高まり運用改善が進んだことも影響して、対象事業所のCO₂排出量は順調に削減されている。15年度では基準排出量から26%削減された。16年度以降も高効率熱源機器の導入や発光ダイオード

（LED）等の高効率照明の導入で削減量は増える見通しである。

事業所別では、約90%の事業所が自らの削減対策で、残りの約10%は必要な排出量取引の実施で義務を履行している。取引価格は、直近の公表実績価格では、1ト当たり1000～2000円と示唆されている。

本制度の導入で、国全体よりも都内の大規模事業所の温暖化ガスは継続的かつ大幅に削減された。東京都と同様の制度を導入している埼玉県でも温暖化ガスが削減されており、今後は全国での制度の展開が望まれる。

みやき・さとし 総合建設会社を経て現職。1級建築士、工学博士。東京都及び埼玉県排出量検証業務を手掛ける。

